

砂堤等を新設して施行する工事

(5) 被災箇所をこれに接続する被災箇所を含めて当該被災箇所
に接近した堤防の高さ又は断面にあわせてかさ上げ若しくは
拡大して施行する場合のかさ上げ部分もしくは拡大部分の工
事又は胸壁を新設して施行する工事

(6) 被災箇所の再度災害を防止するため土砂のたい積を図ると
ともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るために突堤、離
岸堤又は防砂堤等を新設して施行する工事（査定要領取扱第
三の1の(3)）

(7) 被災の程度が激しんであつて、災害復旧工事のみでは充
分な効果を期待できない場合において一定の計画により改良
し、再度災害を防止するために施行する工事

(8) 周囲の状況により被災施設の再度災害を防止するため未災
箇所を含めて法線を変更して施行する工事

(9) 浮棧橋の再度災害防止のためにする可動橋の引揚装置の新
設工事

(10) 被災した木造施設の被災部分を永久構造物として災害復旧
工事で施行するに伴い、残存部分を放置することが復旧効果
保持上著しく不適當であると認められる場合において、この
永久構造物に準じて必要最小限度に改築して施行する工事

附記（昭和四十七年七月一二日港災第七六三号）

当該査定要領の改正は、昭和四十七年八月一日から適用する。

○査定要領取扱

（昭和四十年九月十五日）
港災第七八三号

改正 昭和四十七年 七月一二日港災第七六三号
同 五九年 九月一四日同 第九四二号
平成一〇年 二月二二日港海第四五四号
同 一二年 三月二七日同 第一〇一号

第1 採択の範囲

1 航路及び泊地の埋そく災害の採択について

査定要領第二の3の(5)のイに定める航路及び泊地の埋そく
災害を採択する場合は次のとおり取り扱うものとする。

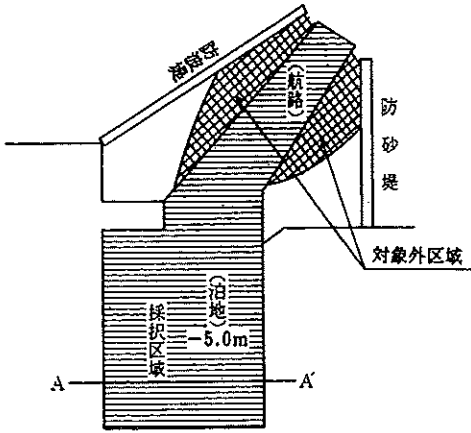
(1) 原則として被災前一年以内の資料（被災前及び被災後の深
浅図等）を充分検討し、被災前の有効面積及び水深の範囲と
すること。

(2) 被災前一年以内の資料がない場合でも周囲の状況等によ
り、被災前の有効面積及び水深が推定できる場合は、当該面
積及び水深の範囲とすること。

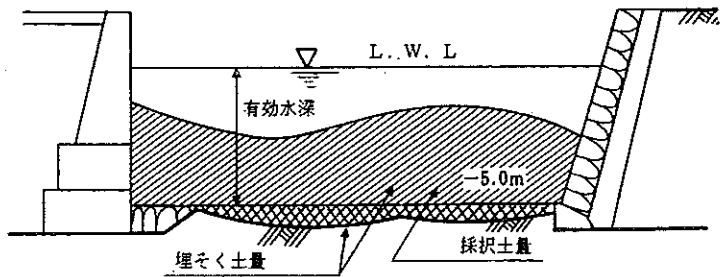
(3) 自然埋そく土量（維持土量）が推定される場合は、当該土
量を前記(1)及び(2)の範囲の土量より控除すること。

例図

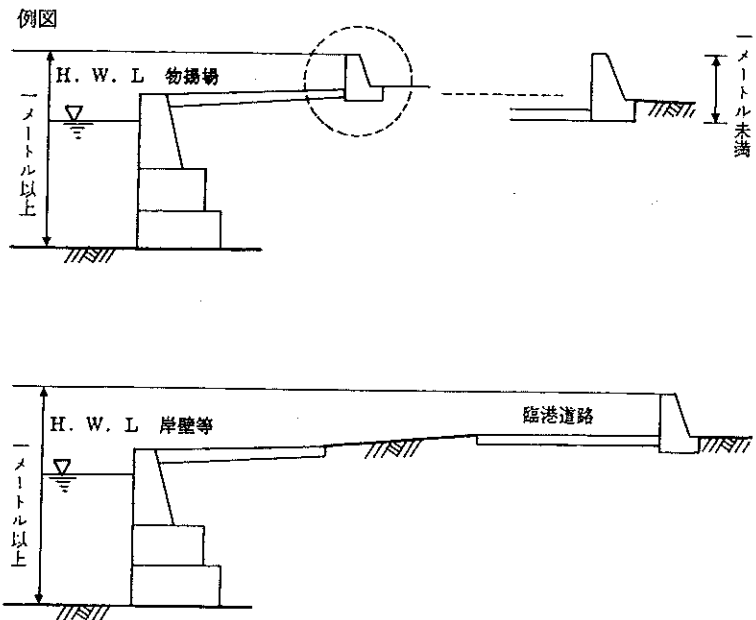
平面図



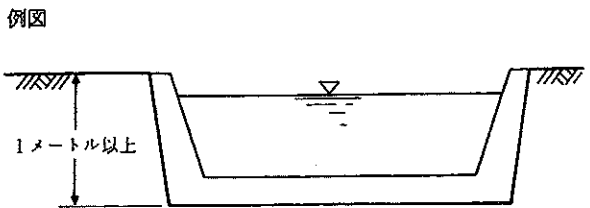
横断面 (A~A断面)



- 2 天然海岸及び河岸災害の採択について
 査定要領第二の3の(6)に定める天然海岸及び河岸災害を採択する場合は、次の点について注意するものとする。
 (1) 被災前及び被災後の資料（てい線図・写真等）により急激な欠損が明らかであること。
 (2) 公共施設、人家、農耕地等に被害を与えている場合又はその恐れが大きい場合であること。
 (3) 被災箇所の際接既存施設を考慮して必要最小限度の工法とすること。
- 3 直高一メートル未満の小堤の採択について
 査定要領第二の3の(8)に掲げるほか、次のとおり取扱うものとする。
 (1) 港湾の利用上、水際線背後の陸域に設けた胸壁等において、背後地盤から天端までの高さ（基礎を含む）が一メートル未満の直高のものについては、水際線の施設の高さも考慮して一メートル以上のものは採択できる。



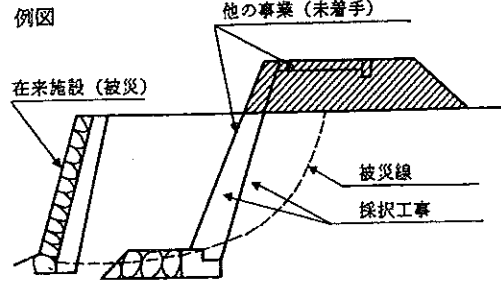
- (2) 無堤部のものにあつては、河床から背後地の地盤までの高さ（底張りのものにあつては、当該床張りの厚さを含む。）が一メートル以上のものは採択できる。



査定要領取扱

- 4 他の事業計画区域内の災害について
 査定要領第二の4に定める他の事業計画区域内の災害については、次のとおり取り扱うものとする。
 (1) 他の事業の予算が確定している場合は、その予算に係る工事を着工するまでに必要な最小限度の工法とすること。
 (2) 在来施設を利用した他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択すること。
 (3) 在来施設の復旧にあつては他の事業の計画の一部に合わせて復旧した場合に将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択すること。
 (4) 当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によつてこれを撤去しなければならなくなる場合、又は利用することができなくなる場合は施行予定年度等を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択すること。

(3)の場合



(4)の場合

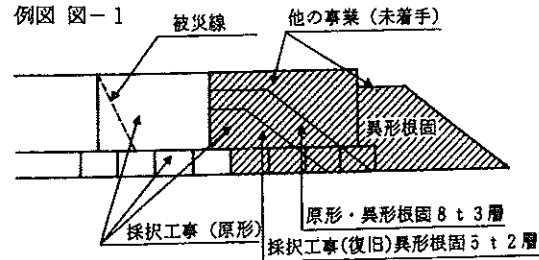
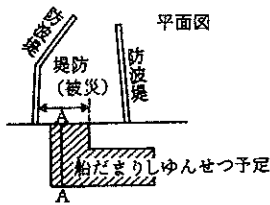
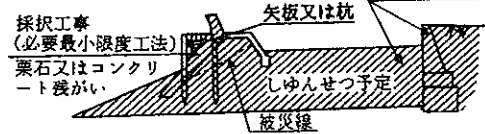


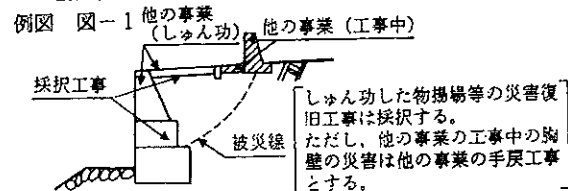
図-2 平面図



横断面 (A-A断面) 他の事業 (未着手)

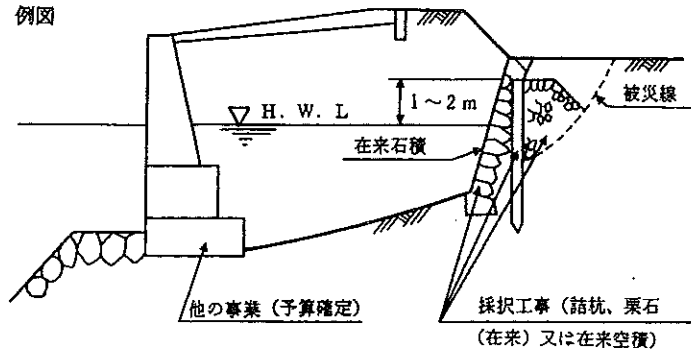


査定要領第二の4の(2)の場合

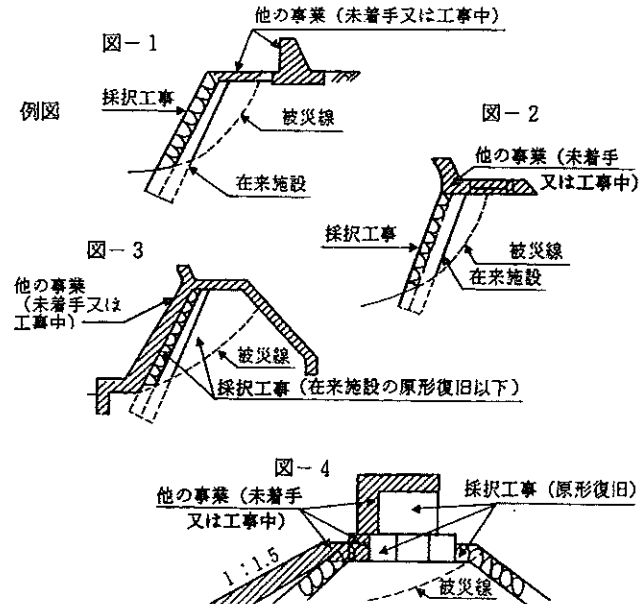


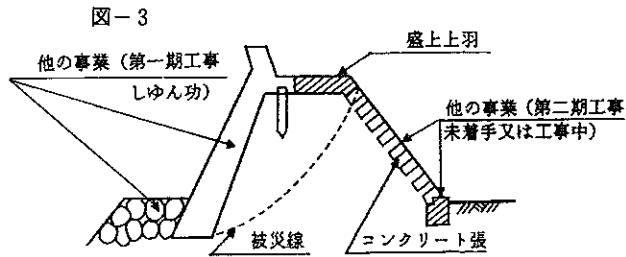
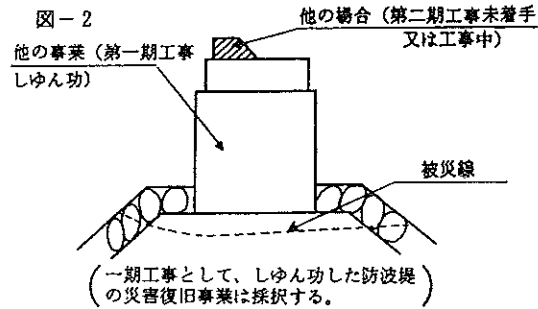
(1)の場合

採択工事 (必要最小限度の工法)



(2)の場合





5 水深の深い箇所等の重要な基本施設の災害の採択について
 査定要領第三の2の(2)のイのただし書に定める水深の深い箇所等の重要な基本施設の災害を採択する場合は、次のとおり取扱うものとする。

(1) 水深の深い箇所等とは波浪等による影響が海底地盤に及ばない箇所、又は地盤が岩盤等で地形地盤の変動のない箇所をいう。

(2) 被災した重要な防波堤及び岸壁（突堤兼用を含む。）が甚大な被害を生じ、港湾の機能に著しい影響を及ぼしている場合。

(3) 工法の決定にあたっては、被災箇所の隣接若しくは既存施設を考慮して必要最小限度の工法とすること。

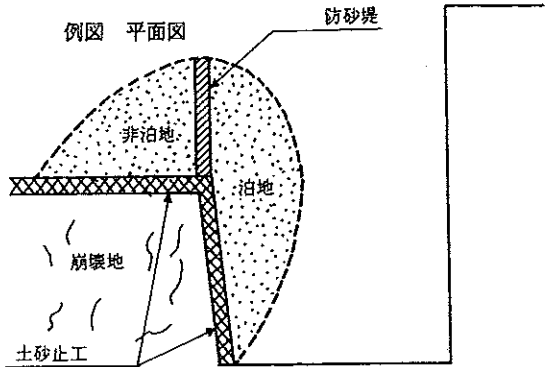
6 地すべり災害による砂止工等の施行について
 査定要領第三の2の(2)のロに定める砂止工等を施行する場合の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 地すべり、崩壊等の現状からして単に泊地等のしゅんせつを行つたのみでは当該泊地等の機能を保持することが不可能な場合において、土砂等の流入を防止するため防砂堤を設置することができる。

ただし、防砂堤設置費用が、泊地等の機能を保持するために必要な最小限度の非泊地のたい積土砂取除費用と比較して低い場合に限り。

(2) 砂止工については、崩土等の防止を行わなければ被災施設の

(3) 復旧が不可能な場合において採択することができる。
 砂止工等の天端高は、さく望平均満潮面又は設置位置のたい砂面とする。



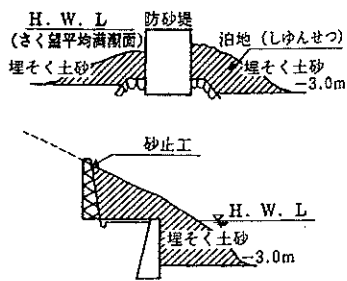
7 一定災の取り扱いについて

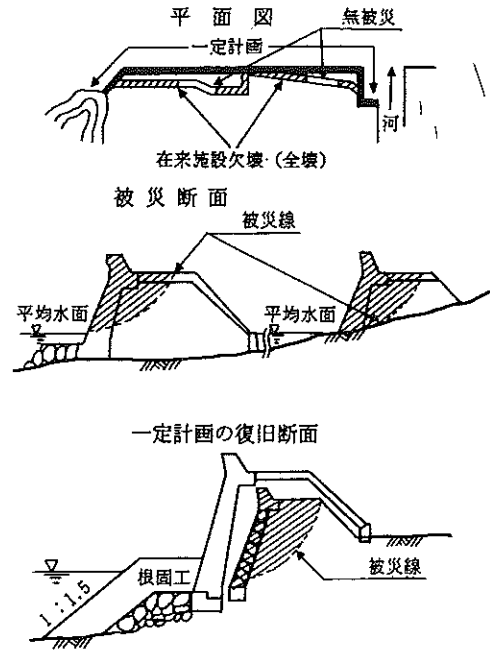
査定要領第三の2の(2)に定める一定の計画で施行する場合の取り扱いには次のとおりとする。

(1) 港湾施設及び海岸にあつては、一定の計画で復旧する区間において一連の機能を發揮することができるものであり、かつ、隣接部に悪影響を及ぼすものではないものとする。

この場合において、一定の計画で復旧することができる区間とは海岸にあつては相当の延長がある背後地を完全に防護できる区間とする。

(2) 「欠壊区間の延長が未災区域を含めた一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合」については、特に経済効果等が大であつて一定計画による復旧の必要を認めるものについては若干これを下回つても差支えない。





8 水たたき工及び消波工等の採択について
 査定要領第三の2の(2)のチに定める胸壁工、水たたき工、被覆工又は消波工を採択する場合は、次の点に注意するものとする。

- (1) 明らかに越波又は越水により被災したもので道路以外の施設にあつては、背後地に被害を与えていること。
- (2) 工法の決定にあつては被災箇所の隣接既存施設と調和の必要最小限度の工法とすること。
- (3) 消波工については、越波又は越水のため天端又は裏法の被害が大で胸壁工、水たたき工又は被覆工を施行するのみでは復旧効果が期待できない場合に、胸壁工、水たたき工又は被覆工と合わせて施行することができる。

9 木造栈橋等を永久構造に採択する場合について

- 査定要領第三の2の(2)のリに定める栈橋又は浮栈橋の木造部分が被災した場合においてこれを永久構造として採択する場合は、取り扱いは、次のとおりとする。
- (1) 木造栈橋については「延長の二分の一以上被災した場合」とは栈橋の上構部の延長の二分の一以上被災した場合をいう。
 - (2) 木造浮栈橋については、一基を単位とし、原則として新材使用量が木造部分の二分の一以上ある場合とする。
 - (3) 木造橋については公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和三十三年七月十五日建河発第三百五十一号)第三の6の(二)に

進ずる。

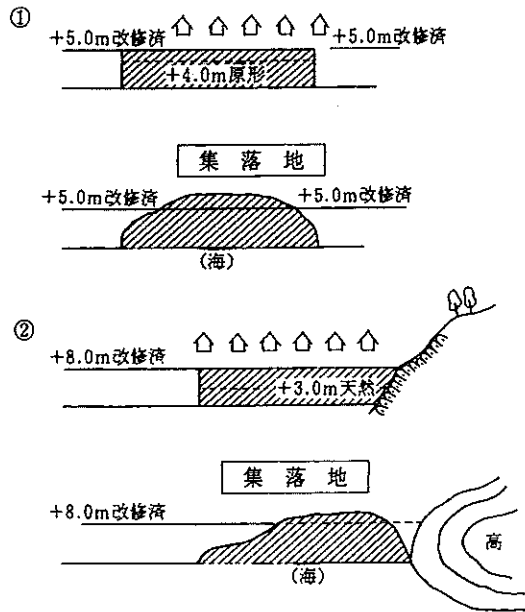
10 一連の施設の位置、規模、構造等に合わせて採択する場合について

査定要領第三の2の(2)のヌに定める被災施設をこれに接続する一連の施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧する場合は、原則として当該被災施設の前後又は上下流の接続施設が改修済み(接続施設が天然海岸又は河岸であつて改修済みの施設と同等以上の効果を有している場合を含む。以下本項中において同じ。)であり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて一連の施設の効用が増大される場合とする。

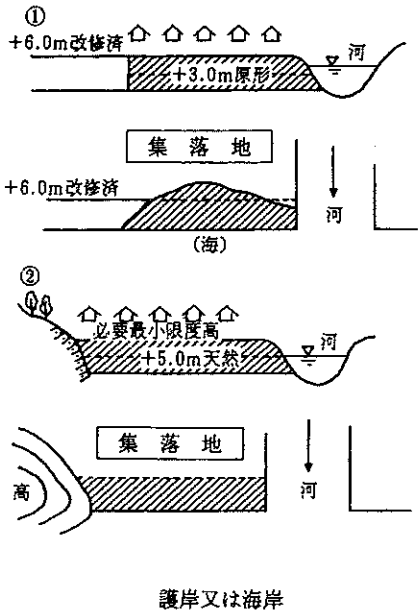
なお、次の(2)に掲げる場合においては被災施設の前後又は上下流に接続する施設の何れか一方の施設が未改修である場合においても当該被災施設をこれに接続する改修済みの施設、規模、構造等に合せて復旧することができる。

- (1) 当該被災施設の前後、上下流の接続施設が改修済みであり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合せて復旧した場合一連の施設の効用が増大される場合。

護岸又は海岸



(2) 当該被災施設に接続する施設の何れか一方の施設が改修済みであり、当該改修済み施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧した場合に一連の施設の効用が増大される場合。



第二 応急工事

1 応急仮工事の採択について

(1) 査定要領第五の1の(1)に定める応急仮工事を選挙する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

応急仮工事は応急仮工事費を除く復旧工事費が都道府県又は指定都市(都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。)に係るものにあつては百二十万円、市(指定都市を除く)、町村(市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。)に係るものにあつては六十万円以上の場合に限り採挙するものとする。

(2) 査定要領第五の1の(1)のイにいう「一回距離」とは、原則として一回距離が二キロメートル程度を基準とする。

2 応急工事費の取り扱いについて

(1) 査定要領第五の1の(1)に定める応急仮工事の査定設計については当分の間次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 応急仮工事は竣功、未竣功にかかわらず、すべて未着手工事として取り扱い、同意単価及び歩掛によって積算すること。

(ロ) 応急仮工事で施行するものうち、本工事に転用することができ材料等がある場合には、転用の費用を本工事に計上すること。

この場合の「転用の費用」とは転用の要する除却及び小運搬等の費用とする。

(ハ) 転用しない材料、施設等については除却費は計上しない。ただし本工事施工上及び港湾の利用上障害となるものについては除却費を計上して差支えない。

(ニ) 材料等の転用については、本工事施工期間内において応急仮工事に係る施設が果たす効用、本工事の進捗度合、転用材料の取りはずし時期等を充分勘案の上、決定すること。

なお、必要量以上の材料等の転用及び新規購入に比較して高価な材料等の転用はさげること。

(2) 「応急仮工事以外の応急工事に使用した材料で復旧工事に使用するものに要した費用」に係る査定設計については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 応急工事はしゅん功、未しゅん功にかかわらずすべて未着手として取り扱い、査定設計は、応急工事の材料を考慮せず本工事に必要な全量の材料等を計上する。

(ロ) 応急工事の除却及び小運搬等の費用はいずれも計上しない。

3 事業費の決定前の応急仮工事の被災について

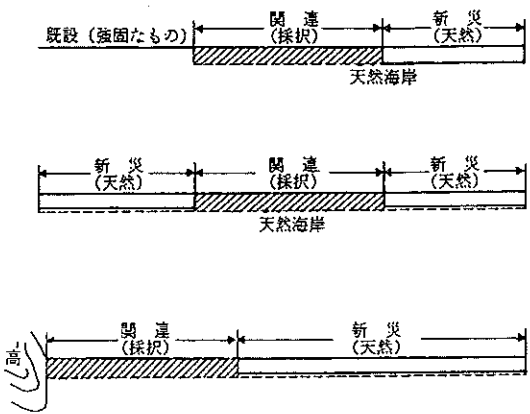
応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合においては、当該応急仮工事の施工の必要性、時期、方法

査定要領取扱

第三 災害関連事業

1 災害関連事業の採択について

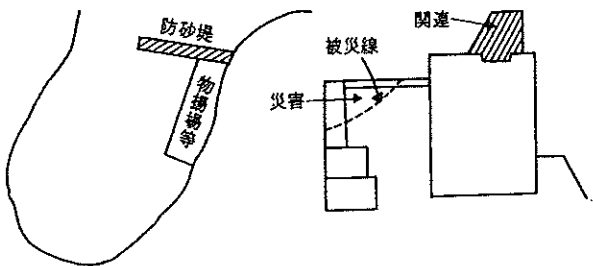
(1) 査定要領第一三の3の(2)において、天然の海岸又は河岸を採挙する場合は、前後又は何れか一方が災害復旧工事と接続し、未被災区間の地盤が変動等状況の変化があつた場合とする。



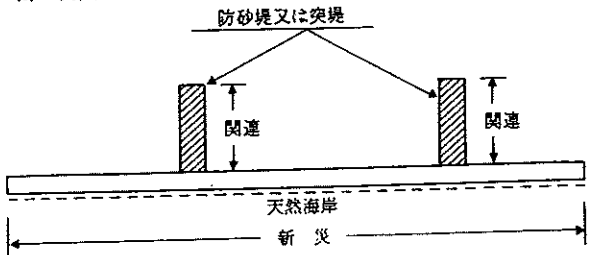
査定要領取扱

- (2) 査定要領第一三の(3)の(3)に定める防波堤又は突堤等に胸壁工等をつける場合は防波堤又は突堤等の背後にある施設が直接越波又は越水により被災した場合において、当該被災施設の再度災害を防止するためのみ採択できる
- (3) 査定要領第一三の(6)に定める場合

(2)の例図



(3)の例図



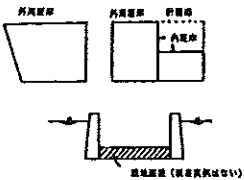
- 2 査定要領第五の1の(1)のロに定める通常の状態とは、さく望平均満潮面に一メートル程度を加えた高さを基準とし、通常発生波浪等を勘案したものを用いる。
- 3 査定要領第五の2の(5)に定める通常の波浪等とは、前項の高さを越えない範囲のものをいう。

附記

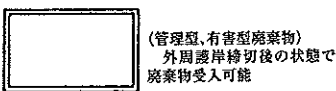
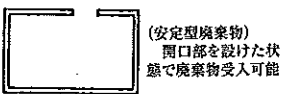
当該査定要領取扱の改正は、昭和四十七年八月一日から適用する。

(参考) 廃棄物埋立護岸の採択について

イ 対象施設は外周護岸、内護岸、底地施設とする。



ロ 負担法対象の災害として採択する時期は廃棄物の受入れが可能な状態になったときからとする。



護岸形状(断面)的には、構造上(安定上)、廃棄物の種類上廃棄物の受け入れが可能になっているもの。

2 新規災害関連事業について

災害関連工事計画を根本的に再検討しなければならない新規災害が発生した場合には、災害関連事業を災害発生時の出来高で打ち切り、新規関連事業として計画することとする。

この場合、未施行の関連事業費は、内未成の取り扱いとし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく、特別財政援助額算定の基礎とする関連事業費の額は、新規関連事業費から当該内未成額を差し引いた額とする。

(1) 災害関連事業の打切計算方法については、災害復旧事業の方法に準ずるものとし、内未成額は査定(再調査)の際の調査額を基本とし、当該調査額から打ち切り時の支払義務額を差し引いた額とする。

ただし、完了予定年度において、その予算額が確定している場合はその予算額を基本とすること。

(2) 関連費の必要がなく、災害費のみで施行することのできる場合は前災関連事業を廃工とする。

(3) 前回採択した関連事業の未成額の範囲内で計画できる場合は、既定関連事業として処理する。

第四 その他の取り扱いについて

1 査定要領第二の3の(1)の二に定める「根固め、床止め及び突堤のみの工事」とは根固め等がない場合における新設工事を用いる。

○公共土木施設災害復旧事業査定方針(抄)

(昭和三十三年七月十五日)
建河発第三百五十一号

(採択の範囲等)

第三

6 要綱第三第二号りの取扱いは、次のとおりとする。

(一) 「必要最小限度において、当該木橋又は木造部分の全部又は一部を永久構造として施行する工事」の取扱いは、次のイ又はロに定める基準による。

イ 当該木橋又は木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることに よつて取合せ等が不適当となる場合で、前号に掲げる場合のいづれかに該当するときは、当該木橋又は木造部分の全部を永久構造とする。ただし、当該橋梁の河川の流心部又は水衝部に係る木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上が被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることに よつて取合せ等が不適当となる場合は、当該流心部又は水衝部のみに係る木造部分の全部を永久構造とする。

ロ イに掲げる場合のほか、当該木橋又は木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合又は当該橋梁の河川の流心部若し